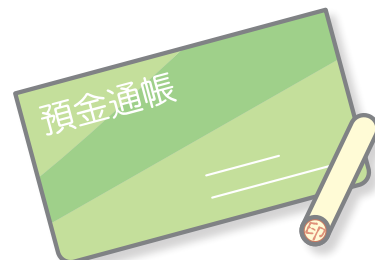


令和4年6月より口座振替日以外に 当JA口座からの引き落としを行う場合、 通帳・お届け印が必要になります。

令和4年6月より、システム変更に伴い、口座振替日以外に当JA口座から共済掛金の引き落としを行う場合は**通帳・お届け印**および**所定の手続きが必要**となりますので、必ず振替日の前日までに共済掛金を指定口座へご入金いただきますようお願い申し上げます。



〈口座振替日〉

月払いは毎月、年払いはご契約月の以下の日程です。

共済種類	振替日	再振替日
生命・建物	21日	翌月10日 ※ 左記日程による振替ができなかった場合のみ
自動車	25日	
火災・傷害	25日	

※ 共済掛金の口座振替に当JA口座をご指定されている場合の振替日になります。

※ 生命は、生命総合共済(平成6年4月1日以降)、養老生命共済、終身共済、こども共済、年金共済、建物更生共済をさします。

口座振替日に間に合わなかった場合の払込方法

① コンビニもしくはペイジーにてお支払いいただけます!

残高不足により、再振替日の振替が行えなかった場合、「ペイジー・コンビニ振込票」を送付いたします。

※ 傷害共済については、対象外となります。



② デビットカード^{※1,2}もしくはクレジットカード^{※1}によるお支払いも可能です!

※1 火災共済、傷害共済については対象外となります。

※2 デビットカードとは、キャッシュカードを専用機器にとおすことにより、口座から即時で引き落とす方法です。



JA共済では、コンプライアンス強化の観点から、現金を取り扱わない「キャッシュレス手続き」をお願いしています。

口座振替、またはペイジーもしくはコンビニにてお支払いいただきますようお願い申し上げます。

詳しくはお近くのJAまでお問合せください。